

再意見書

平成 13 年 6 月 22 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

(ふりがな) とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門3 - 8 - 2 1

(ふりがな) いー・あくせす かぶしきがいしゃ
氏 名 イー・アクセス株式会社

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう せんもと さちお
代表取締役社長 千本 倅生

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第103条で公告された省令案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

「接続ルールの見直しについて」の二次答申草案への意見に対する弊社の再意見

光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非

○平成12年度から、電話・ISDNの接続料金にモデルに基づいた長期増分費用方式（LRIC）が導入されているところですが、LRICによる接続料金では実際に発生する費用が未回収となるという問題があります。現在平成14年度見直しに向けてモデルの見直し作業中ではありますが、企業として最大限の効率化に努めてもなおコスト未回収が発生するような接続料水準とすることは経営上大きな問題があると考えております。

（NTT東西 p.1）

- ・ 弊社はダークファイバのコストもLRIC方式で算定していただけるよう要望しておりましたがLRIC方式では算定していないため、現状ではダークファイバの接続料金にLRIC方式が適用されることはないと考えております。ダークファイバのように現在の実際原価方式で算定している接続料金についてはNTT東西が問題だと指摘している「コスト未回収」が発生しないため、経営上何ら問題なく地域別接続料設定も可能と考えます。
- ・ 問題は、電話・ISDNに適用されているLRIC方式の接続料金と光ファイバに適用されている実際費用方式の接続料金が混在しており、LRIC方式と実際費用方式の間で内部相互補助が行われないよう接続会計を分計し監視することが難しい点にあります。特にダークファイバの加入者回線（光信号端末回線）では、7年間の需要想定をして7年間の平均原価から接続料算定をしているため、平成16年度までは巨額の赤字が発生することになります（下表参照）。LRIC方式で算定する料金区分と実際費用方式で算定する料金区分との分計が明確にできない状態のもとでは、NTT東西の経営赤字の原因が接続料金にLRIC方式を導入したからだとは明確に判断できません。また、LRIC方式導入により経営が悪化する場合があったとしても、実際費用方式で本来なら7年間で採算がとれているはずの光ファイバ設備のアンバンドルまでがその影響で急遽計画変更となり、エリアが縮小されたりファイバ敷設工事が滞ったりすることがないように要望いたします。
- ・ したがって、光ファイバ設備の中でも実際費用方式で接続料算定を行っている、光信号端末回線伝送機能及び光信号中継回線伝送機能については接続会計で分計していただけるよう強く要望いたします。

（表）光信号端末回線伝送機能（加入者線）の加算料相当コスト控除後原価と収入の差額
（NTT東西光ファイバ設備の接続約款の算定根拠別添1より作成）

単位（百万円）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
差額	-88,506	-81,544	-67,364	-42,276	24,080	100,069	155,491

公衆網への事業者向け割引料金の導入

○加入者回線（電話等基本料）に事業者向け割引料金を導入する場合は、事住別・級局別の効用料金体系を十分考慮する必要がある他、ユニバーサルサービス基金の導入方法や競争状況を見極め、慎重に検討する必要があります。

○電話・ＩＳＤＮの市内通話等については、・・・当社としては、現在の通話料については、利用者料金の価格が熾烈な競争下で決定されていること、利用者はサービス提供事業者を容易に選択可能であること、一方で電話サービス等の公衆網の市場規模が減少傾向にあること、等の現状において、さらに公衆網のキャリアズレートを追加コスト等をかけてまで導入する意味はないものと考えます。

○事業者向け割引料金の導入よりも、各事業者がアンバンドルされたネットワーク要素を自由に利用することで、新サービス開発や新規の設備投資などの創意工夫を競うことの方が、ＩＴ革命の推進に繋がるものと考えます。

（ＮＴＴ東西　ｐ．３）

- ・ ユニバーサルサービスを検討する際には、ＮＴＴ東西のリスクにより提供している「i・アイプラン」や市内電話料金の値下げ（３分８．５円）などこれまでＮＴＴ東西が行ってきた料金値下げのことも十分考慮して議論をすべきと思います。しかしながら、ユニバーサルサービスの議論が進まないからという理由でキャリアズレート導入に反対する、導入を遅延するといった行為は再販事業者に対する参入妨害と考えられます。したがって、キャリアズレート及び再販料金を早期に導入していただけるよう強く要望いたします。
- ・ ＮＴＴ東西は「電話サービス等の公衆網の市場規模が減少傾向にあること」を理由にキャリアズレートの導入に反対していますが、弊社ではキャリアズレートを導入することにより、ＮＴＴ東西では不可能なパイの拡大も、他事業者が他サービスとのバンドルや大口割引など新サービスを導入することが可能となり、利用者利益及び利便性が向上し、新規需要も見込めると考えます。なお、米国では電話の回線数、収入ともに年々増加していることを申し添えます。
- ・ ＮＴＴ東西は「追加コストをかけてまで導入する意味はない」と述べていますが、再販については、網改造費用などの大規模な追加コストが発生しないと思われることから早期かつ容易に導入が可能と考えます。また、接続会計においてＮＴＴ東西の利用部門の営業費率が約３０％であることから、再販料金は一般利用料金の約３０％引きが妥当と考えられます。

再販

○接続を伴わない電話・ＩＳＤＮの基本料を他社が販売することになっても、設備コストのほかに当該回線の提供にあたって実際に発生する問合せ等に関する費用が発生することとなります。従って、接続事業者が全てお客様対応を行うことを前提とした帯域透過端末回線伝送機能の接続料のほか、**お客様対応の費用についても必要となると考えております。**

(ＮＴＴ東西　ｐ．４)

- ・ ＮＴＴ東西は「お客様対応の費用が必要になる」と述べていますが、お客さまがＮＴＴ東西に直接問合せする場合には費用が必要になりますが、お客さまが接続事業者に問合せする場合にはＮＴＴ東西が対応しないため費用は発生しません。なお、接続事業者がＮＴＴ東西に問い合わせする場合の費用はすでに接続料に含まれております。
- ・ 接続に必要な費用は当然負担すべきではありますが、費用の対価がそれに見合うものであるかどうか、業務が公正に行われているかどうかについて厳重なチェックが必要と考えます。現在、ＤＳＬの申込の際電話の名義が必要であり、電話の名義をお客さまがＮＴＴ東西に問い合わせすることがありますが、ＮＴＴ東西のお客さま窓口はＮＴＴ東西の営業部門と同じであるためファイヤウォールがないことが公正有効競争上大きな問題となっております。このように具体的な問題点についてまずは解決いただけるよう強く要望いたします。

定額的な接続料の導入

○基本的にはサービス全体でユーザ料金が接続料金を下回ることとはなければ問題なく、他事業者も各々のリスクで定額サービスを提供すればよいものであると認識しており、NTT東西のみがISPに対して事業者向け割引料金の導入を義務付けられることは、ボトルネック設備に対する規制の範囲を逸脱した過剰な規制と言わざるを得ません。

(NTT東西 p.5)

- ・ NTT東西は「ユーザ料金が接続料金を下回ることとはなければ問題なく、他事業者も各々のリスクで定額サービスを提供すればよい」と主張していますので、利用者料金と接続料金に営業費相当を足した額との間で逆ざやが生じていないかどうか、サービスごとにチェックしていただけるようインピュテーション・ルールの早期導入を強く要望いたします。

公衆網への事業者向け割引料金の導入

○公衆網（電話、ＩＳＤＮ、データ伝送サービス）についても、企業ユーザに対しては、法人営業部門がシステム提案や契約申込み受け付け等の営業活動を行っております。従って、仮に公衆網に事業者向け割引料金を導入することとなった場合には、法人営業部門の費用は割引率を設定する際に考慮する必要があります。

（ Ｎ Ｔ Ｔ 東 西 ｐ ． ８ ）

- ・ Ｎ Ｔ Ｔ 東 西 の 法 人 営 業 部 門 が 対 応 し て い る 会 社 と そ う で な い 会 社 の リ ス ト を Ｎ Ｔ Ｔ 東 西 より 提 供 い た だ け る な ら 理 解 で き ま す が 、 一 般 的 に 「 事 務 」 の 電 話 を 使 用 し て い る 会 社 が 全 て 法 人 営 業 部 門 対 応 と は 考 え 難 く 、 そ の 区 別 が 恣 意 的 運 用 で 行 わ れ る お そ れ が あ る こ と か ら 法 人 営 業 部 門 の 費 用 の 配 賦 対 象 を 限 定 し て 適 正 に 配 賦 す る こ と は 困 難 と 考 え ま す 。 仮 に 営 業 部 門 の 費 用 の 配 賦 対 象 が 限 定 さ れ た と し て も 、 電 気 通 信 事 業 者 で あ る 再 販 事 業 者 へ の 対 応 は 法 人 へ の 対 応 と は 異 な る た め 、 法 人 営 業 部 門 の 費 用 を 適 用 す る こ と は 適 切 で は な い と 考 え ま す 。
- ・ い ず れ に せ よ 、 「 住 宅 」 区 分 で 利 用 し て い る 電 話 に つ い て は 法 人 営 業 部 門 の 費 用 は 配 賦 さ れ る べ き で は な い と 考 え ま す の で 、 Ｎ Ｔ Ｔ 東 西 の 営 業 費 に 相 当 す る 分 (約 ３ ０ ％) の 割 引 率 が 妥 当 と 考 え ま す 。

公衆網への事業者向け割引料金の導入

(第二次答申(草案) p.79)

なお、事業者向け料金は適正なコスト範囲を考慮して設定すべきと考えられるが、接続か非接続かによりその費用範囲が異なるわけではなく、特に双方で扱いを異なるものとする必要はないものと考えられることから、約款外役務(第151回国会に置いて審議されている電気通信事業法等の一部を改正する法律案の卸電気通信役務)においても同様の考え方による事業者向け割引料金の提供が行われる必要がある。

○電気通信事業法の改正案によれば、卸電気通信役務の料金については、認可制ではなく届出制となると認識しており、事前にその提供料金に対して規制を設けることは法律の定めを超えるものであり、問題があると考えます。

(N T T 東西 p . 9)

- ・ 第二次答申(草案)では新たな規制が必要というのではなく、N T T 東西が卸売役務の料金を届出する際に事業者向け割引料金の設定を行わずにない場合は他事業者からの意見申立てや事後規制の対象となりうるため、N T T 東西が答申を尊重して料金設定を行うべきという趣旨であると理解しております。再販料金については接続ルールのヒアリング(平成13年4付12日実施)で検討の場を設けることになっておりましたので、早急に検討いただけるようお願いいたします。
- ・ 約款外役務(第151回国会に置いて審議されている電気通信事業法等の一部を改正する法律案の卸電気通信役務)にはダークファイバなど伝送路設備の提供だけでなくいわゆるキャリアズレート及び再販も約款外役務の卸電気通信役務に含まれているのかどうか明確にしていきたいと思います。

F T T Hサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化

○ Bフレッツサービスの光ファイバのシェアリング方式などは、技術革新も激しく、その効果を弾力的に取り入れていく考えであり、従って、提供条件の変更もあり得るものと考えております。また、設備構築に関しても一定の需要に対応して順次エリアを拡大していくものであり、他事業者からの要望があっても、全国任意の箇所で接続ができるものではなく、当社のサービス提供地域（局内設備を導入している収容局で、かつ光ファイバの設置されているエリア）が対象となります。

（ N T T 東西 p . 1 4 ）

N T T 東西は「（ B フレッツのエリアは）当社のサービス提供地域が対象」と述べていますが、接続事業者がN T T 東西と同時にサービスを開始できるようにエリア展開及び提供条件などについて早めに情報開示いただけるよう強く要望いたします。

接続関連費用負担の考え方

- なお、昨今の通信事業者情勢を鑑みると、ポケットベルでの貸倒損失の発生のほか、DSLでも未回収リスクが発生しており、網使用料、網改造料にとも未回収リスクが発生していることから、現在は接続費用から除いている貸倒損失及び貸倒引当金繰入額については、接続費用に含めるべきであると考えます。

(NTT東西 p.19)

- ・ 接続料金に関しては、一般ユーザと異なり対象が電気通信事業者であること、及び毎月精算していることなどから未回収リスクも低いと考えます。また、相互接続を行っていることから、接続事業者だけでなくNTT東西に対しても未回収リスクは存在しており、貸倒損失や貸倒引当金繰入額を接続費用の一方だけに認めるのは合理的ではないと考えます。
- ・ また、接続料金については双方リスク負担があるものですが、接続に関連する費用として調査費用、網改造費、コロケーション費用などはNTT東西から一方的に請求される費用であり、その明細については未だに提出いただけない場合がほとんどです。接続事業者としては迅速にサービスを提供していくためにやむを得ず明細がないまま支払う場合もあり、接続事業者にとって大きなリスク負担となっております。したがって、接続関連費用については接続事業者が要望する程度まで詳細な内訳を提出いただけるよう強く要望いたします。

その他（サービス接続に関する料金設定権について）

- 料金設定権協議における摩擦を緩和するために、サービス接続と一般呼接続の料金設定権の整理はそれぞれ独立したものであることを、答申の中で明確に示して頂くようお願いします。これによりサービス接続協議の円滑化が図られるものと考えます。

なお、サービス接続に関する当社の考え方は次のとおりです。

- ・ 付加価値をつけたサービスを開発した事業者によるエンドエンド料金設定が実現されるべき
- ・ 特段の理由がない限り、固定網と携帯網で料金設定の方法は同一としたい。

（ N T T c o m p . 5 ）

- ・ N T T c o mの意見に賛成いたします。
- ・ 今後、V o I P 及びサービスの統合などでサービス接続がますます発達していくと考えますので、料金設定は柔軟に行えるよう強く要望いたします。

その他（光ファイバの敷設されていない箇所について）

- 現にラストワンマイルのインフラを所有する東西ＮＴＴ地域会社等の設備を有効利用することが、今後のＩＴを普及させるために必須と考えます。
- 従って、光ファイバの敷設されていない箇所（接続義務が無い箇所）についても、ＮＴＴ東西地域会社が事業者要望を受け入れ、より早く・低料金の好条件で提供する等のルールを以下の「接続ルール見直しについて（第一次答申）」を踏まえ、早急に策定する必要があると考えます。

（ＫＤＤＩ　ｐ．１９）

- ・ ＫＤＤＩの意見に賛成いたします。
- ・ ＮＴＴ東西は光信号端末回線機能の接続料金を７年間の需要想定で見込んで算定していることから、需要想定で見込んだ計画を明確にし現在光ファイバの敷設されていない箇所についても接続事業者の要望に応じていただけるよう強く要望いたします。

（組織名の敬称については省略させていただきました）

以上